

令和3年度看護小規模多機能型居宅介護事業所整備運営法人公募に関する質問回答書

提出していただきました質問票について、下記のとおり回答します。

なお、質問内容については、質問票に記載いただいたものをそのまま表記しています。

No.	質問事項	回答
1	補助金が交付されない可能性もありますとありますが、されるか、されないかは、いつ頃確定されるのでしょうか？事業参入に重要事項の為	令和4年度千葉県介護施設等整備事業交付金については、補助内示を受けるための協議募集が令和3年度末から令和4年度初めに千葉県健康福祉部高齢者福祉課施設整備班から発出される予定です。これにより、補助内示は、令和4年6月又は7月頃になる予定です。
2	代表者・管理者は、現時点で要件を満たしていない者を予定者として申請し、開設日までに研修を修了することで要件を満たすこととなるか？	応募書類提出時には、代表者及び管理者を予定者とし、その方が研修未受講でも結構ですが、新規事業所の開設に伴う指定を受ける際には、代表者及び管理者は原則どおり研修を修了してください。なお、保健師や看護師の場合には、「認知症対応型サービス事業開設者研修」又は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している必要はありません。
3	代表者がケアマネを兼務することは可能か？	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。従って、指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。 当該事業所に配置する介護支援専門員については、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する必要があります。ただし、利用者の処遇に支障がないことを前提に、当該事業所の他の職務に従事する場合、兼務が可能となります。